

このFAXは、日頃より私どもとお取引頂いている企業様及び、ご愛顧いただきたい企業様宛に定期的に配信させていただいております。 R4 年 5 月 28 日発行

知っていますか？

建設業界の2024年問題

足場工事業も含む

人手不足により残業が増えてしまいがちな建設業界に、働き方改革の波が来ています。
働き方改革関連法の制定以前は、特に罰則も無かったため、長時間労働が黙認されていました。
しかし、2024年4月からは定められた残業時間を超えた場合、罰則を課せられる可能性があるため、
「2024年問題」と呼ばれています。今回は罰則と施行までにできることについて紹介していきます。

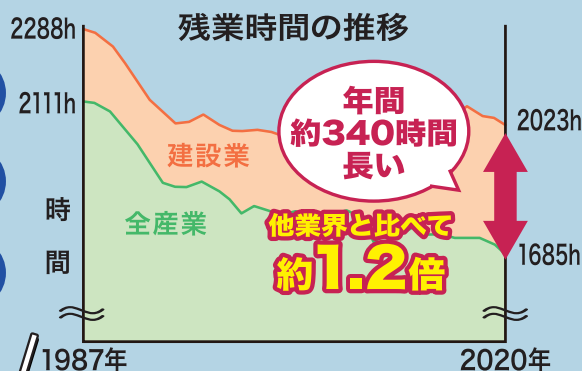
point! 2024年4月以降、この時間を超える残業時間は違反となるおそれアリ!
6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

○施行までにできること

① 長時間労働の是正 ex) 週休2日制推奨、適正な工期設定

② 給与・社会保険の見直し ex) 給与水準UP、社会保険加入の推奨

③ 生産性の向上 ex) IOTの導入、技術者配置の見直し



勤務時間の見直し、改革は今からでも間に合います!
国土交通省が推奨する働き方改革推進支援センターへの相談をおすすめします。

働き方改革関連法とは？

2019年4月1日に施行され残業時間の上限は*特別な事情がない場合、月45時間・年360時間を超えてはならない。

* 特別な事情がある場合でも年720時間以内、複数月平均80時間以内、月100時間未満(休日労働を含む)を超えてはならない。

* 建設業界に対しては、5年間の猶予が与えられている。

レンタルWEB発注システム開発記念

初回注文分/

基本料無料の
今がチャンス!

レンタル
基本料0円

期間中、新規レンタル契約を
していただいたお客様が対象

キャンペーン期間 5月16日(月)～7月16日(土)

※7月30日(金)までの出荷分が対象

資材1本からでも
レンタル可能!

① 即日出荷!

② 美品 & 洗浄代0円!

③ 保証人・保証金が不要!